

建設防災委員会記録

| | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和6年9月18日（水）午前10時0分～午後0時35分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

(水道局)

1. 報告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
 2. 報告 市債権の放棄について（関係分）

(消防局)

1. 報告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）

(危機管理室)

1. 予算第21号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
 2. 報告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）

(建設局)

1. 予算第21号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
 2. 予算第22号議案 令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算
 3. 予算第23号議案 令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算
 4. 第61号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）
 5. 第62号議案 市道路線認定及び廃止の件
 6. 第66号議案 令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件
 7. 第67号議案 須磨多聞線（西須磨）橋梁上部工製作及び架設工事請負契約締結の件
 8. 陳情第98号 王子プール解体工事について、事業主体としての説明責任を果たすことを求める陳情
 9. 報告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
 10. 報告 工事請負契約の締結について（関係分）

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 伊藤 めぐみ

副委員長 浅井 美佳

| | | | |
|------------|---------|--------|---------|
| 委員 岩谷 しげなり | つじ やすひろ | 門田 まゆみ | 味口 としゆき |
| 外海 開三 | 川内 清尚 | 村野 誠一 | 山口 由美 |
| 菅野 吉記 | | | |

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（伊藤めぐみ） おはようございます。ただいまから建設防災委員会を開会いたします。

本日は、9月13日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査のほか、陳情の審査及び報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

なお、味口委員より、請願の趣旨説明のため中座する旨の届出がありましたので、御報告申し上げておきます。

次に、委員の定席についてであります、会派構成の変更に伴い、お手元に配付いたしておりました定席表のとおりといたしましたので、御了承願います。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さん、こうべ未来さん、新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） 御異議ございませんので、許可することに決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（水道局）

○委員長（伊藤めぐみ） これより水道局関係の審査を行います。

それでは、報告事項2件について、一括して当局の報告を求めます。

藤原局長、着席されたままで結構です。

○藤原水道局長 水道局でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の委員会資料により、報告2件につきまして一括して御説明申し上げます。

最初に、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、水道局関係分につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

令和5年度神戸市水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額を記載しております。建設改良費のうち、令和6年度へ繰越しとなる事業は、表の左から3列目、事業名の欄にございますように、基幹施設整備工事・配水管整備増強工事・開発団地等施設工事・貯水池施設改良工事の4事業でございます。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

金額は100万円未満を省略させていただきます。

これら4事業の予算計上額は289億2,400万円、これに対する年度内の支払義務発生額は181億5,600万円、翌年度への繰越額は65億2,200万円でございます。

繰越額の財源内訳でございますが、全額がその他の留保資金でございます。

繰越しの理由は、いずれも工程調整のためでございます。

2ページには繰越明細表を記載しておりますので、御参照ください。

3ページを御覧ください。

令和5年度神戸市工業用水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額を記載しております。

建設改良費のうち、令和6年度へ繰越しとなる事業は、表の左から3列目、取浄配水施設改良工事で、予算計上額は8億6,600万円、これに対する年度内の支払義務発生額は5億4,100万円、翌年度への繰越額は2億6,800万円でございます。

繰越額の財源内訳でございますが、企業債が4,500万円、その他の留保資金が2億2,300万円でございます。

繰越しの理由は、工程調整のためでございます。

下表は繰越明細表でございますので、御参照ください。

続きまして、報告、市債権の放棄のうち、水道局関係分につきまして御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき放棄した債権は、表の左から3列目、債権の名称の欄にございますように、給水収益・給水装置受託収益といたしまして、給水工事における前払金の精算差額、給水装置修繕受託収益といたしまして、民間企業等の過失により生じた給排水管の損傷に係る修繕費用、弁償金といたしまして、水道メーターの亡失等に係る費用、減量負担金といたしまして、工場の全部閉鎖または全部移転等に伴う工業用水道の使用廃止の際に求める撤退費用となつてございます。これら未収債権の合計金額は2,400万円でございます。

なお、件数につきましては、それぞれ納付書ベースの延べ件数を記載してございます。

以上、報告2件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明・報告は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれましては、より一層簡明な御答弁に努めていただき、効率的な委員会運営に御協力をお願ひいたします。

では、最初に、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、水道局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、報告事項、市債権の放棄についてのうち、水道局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、この際、水道局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、水道局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもありがとうございました。

委員の皆様に申し上げます。

この際、次の消防局が入室するまでの間、暫時休憩いたしますが、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前10時6分休憩）

（午前10時9分再開）

（消防局）

○委員長（伊藤めぐみ） ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

これより消防局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件につきまして、当局の報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○栗岡消防局長 失礼して、着座にて御説明申し上げます。

それでは、報告1件につきまして御説明申し上げます。

報告1、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、消防局関係分を御説明申し上げます。

お手元の委員会資料2ページをお開きください。

左上段の表を御覧ください。

令和5年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を掲げております。

第12款消防費、第1項消防費において、執務環境整備に係る経費1,200万円、灘消防署の建て替えに係る経費2,500万円、ファシリティーマネジメントに係る経費7,700万円、待機室等改修に係る経費1億7,000万円、航空機動隊庁舎の不等沈下対策工事に係る経費1億5,800万円を令和6年度に繰り越したものでございます。

繰越額の合計は、表の合計欄にございますように、4億4,200万円となってございます。

左下段の表に繰越しの内容を記載してございますので、御参照ください。

なお、本件繰越事業につきましては、全て完了しております。

次に、3ページを御覧ください。

令和5年度神戸市一般会計予算事故繰越繰越計算書を掲げております。

第12款消防費、第1項消防費において、消防救急デジタル無線の整備に係る経費1億10万円を令和6年度に繰り越したものでございます。

左下段の表に繰越しの内容を記載してございますので、御参照ください。

なお、繰り越した事業につきましては、本年度中に完了予定でございます。

以上で、報告1件の御報告を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれましては、より一層簡明な御答弁に努めていただき、効率的な委員会運営に御協力をお願いいたします。

それでは、最初に、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、消防局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、この際、消防局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一） まず、今日の新聞でしたかね、全国少年消防大会、神戸で開催ということで、須磨のグリーンアリーナで開催されたと。防災60クラブが訓練技術を競ってきて、鷹匠中ですか、5位に入賞したということで、大変喜ばしいなと思ってます。

以前、私、予算のときに消防で質問させていただいたときに、消防団の関係で、消防団の定員が定員割れしてはいる中で、若い人たちに消防団に関心を持っていただいて、入っていただく1つのきっかけとして、この防災ジュニアに注目している。この防災ジュニアというのも、各区ばらばらだけれども、今回、統一した消防団と同じような被服を作っていただけて、貸与して、それを着用して全国でお披露目できたということ。

神戸市はとにかく市長が常に神戸は震災を経験しているということで、震災を経験した地域の防災ジュニアがそういう形で全国に発信をできたということについては大変よかったですと思っております。早速、こういう防災ジュニア用の被服を作っていただけて、提供していただいたということで、感謝を申し上げておきたいと思います。

関連というか、がらっと質問変わるんですけれども、ケアライン119についてちょっとお伺いをしておきたいと思います。

このケアライン119というのは古い——昔から私も言葉は聞いておりますけれども、先日、地元の高齢者からケアライン119のことで私に問合せをいただきました。自分は実際に持病があつて、外で倒れたことがあると。外で倒れたときに、周りに人がいたから助かったと。気づいてもらって助かったと。ただ、独り暮らしなので、家で倒れたときが大変不安だと。ケアライン119を申し込みたいと思ってると。その詳細を——私も昔のケアライン119というのは、首からぶら下げたりとかという、そういうものもあったというふうに記憶してるんだけど、今はそれがなくなって、固定型ですよね。いわゆる電話機のあるところのボタン。だから、風呂場で倒れても、どこか別の部屋で倒れても、そこまで行けない。要はそこまで自力で行かないと、ケアライン119を申し込みでいても機能しないと。

これは、超高齢社会でますますそういう方が増えていく、それから、そういう不安を持つておられる方がいらっしゃるという中で、実際の市民目線、実際の高齢者目線に合っていないんじゃないかと、今の時代に合っていないんじゃないかなというふうに感じたわけですね。アップルウォッチでも、自分が何も操作しなくとも、危機的な状況にあるときにはちゃんと連絡が行って、助けが行くというような最新の技術もあると。

他都市をちょっと皆さん方に事前に調べていただいたら、このケアライン119のような事業は、神戸は消防がやってるけれども、神戸以外の政令指定都市は、福祉局、または、福祉局という名前か、局名が全て福祉局になってるか分かりませんけれども、ほぼ全てが福祉局というようなところが所管をしてて、ケアライン119のような事業をやっている。先ほど申し上げたように、神戸とは違って、民間と提携をして、アルソックであるとか、例えばセコムであるとか、そういうところが、やはり時計型とか、ペンダントであるとか、身につけて、発作が起きて、固定のところに行けなくても、どこにいてもきっと——やり方はちょっと私分かりませんけれども、ボタンを押すなり何なりすれば、駆けつけてくれたり、連絡がスムーズにいって、命が助かる可能性が高まるという。

だから、神戸はちょっと遅れてるんではないかというふうに思うんですけども、これ最終的にまた本会議等でも、今後も私これ取り上げたいと。これいわゆる消防、それから福祉局、今も連携は一定はできるみたいですけれども、消防がやる必要性があるのかというふうに私は思っています。

やはりちょっとお聞きをすると、このケアライン119を貸与している。しかし、その貸与されている方々がいつの間にか引っ越ししてて、その情報が全然消防に来てなくて、機械を回収でき

なかつたとか、また、その方がお亡くなりになってても、その情報が消防に来てなくて、回収がちょっとスムーズにいかなかつたであるとかね。

やはりこのケアライン119というのは、超高齢者の方の既往症とか、そういう情報というのは、区役所とか、福祉局とか、健康局とか、いわゆるそういう方々が情報をやっぱり一番持つてゐるのかなと思いますから、やはり他都市で、ほとんどの政令指定都市はそういうところが所管をし、しかも民間と連携をして、スムーズに運用ができていると。

やはりそういった他都市の事例も踏まえて、今後、実態に合つたというか、超高齢社会に即したケアライン119の制度に変えていく必要性があるんじゃないかというふうに思つてゐるんですけども、現段階において、消防としてはこのことについてどのように考えておられるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○馬場消防局予防部長 ケアラインのことにつきまして、村野委員の御指摘のとおりでございまして、今、消防局におきましては、緊急通報システムという位置づけでございまして、年間に緊急案件ということで139件の緊急通報がございまして、それがほとんど救急事案ということで、体が不自由な方であつたりとか、非常に重篤な御病気をお持ちである方、そういった方から緊急通報を受けて、それで対応できる。通報が入れば、その通報につきましては、事前に登録されておりますので、その情報を救急隊と共有できるということで、救急隊が行った段階でどのような対応をすればよいかということが非常に効率的にできるということで、消防局の今の対応としましては、非常に効果的に運用はできているのではないかというふうには考えてございます。

委員の御指摘のあった件でございますが、御指摘のとおり、他都市では高齢者の見守りを主な目的としている制度がほとんどでございまして、現在のところ、見守りというような、そういう位置づけからすると、我々の持つてゐるケアライン119というのはそこまでの状況ではないのかなというふうには認識してございます。

これから非常に超高齢化——神戸市においても高齢化が進んでいくということでございますので、独り暮らしの高齢者も増加が見込まれることでございます。委員がおっしゃられたとおり、関係部局とも連携を取りながら、よりよいシステムにできるようにということで、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（村野誠一） 改めて、私のほうから他都市の状況をちょっと紹介させていただいたけれども、正確ではないので、政令市の他都市はどこが所管してて、どういうふうに——先ほど民間というような話も私しましたけれども、どのように運用されているのかを改めてお伺いします。

○馬場消防局予防部長 今、数字として取りまとめてはないので、ちょっと件数的には発言しにくいところなんですけれども、政令市におきましては、神戸市と北九州市が消防のほうで運用していると。それ以外のところにつきましては——これアンケート結果も生のデータをちょっと持つてきていますので、ちょっとあれなんですか——主に福祉局的な、高齢福祉課というようなところで運用しているのがほとんどでございます。実際のところ、システムについてもほとんどが委託をされているというようなことで、事業者は言えませんが、警備会社でありますとか、あとガス事業者、こういったところが警備関係やっておりますので、そういう見守りサービスを委託されているというのが実情であるというふうに認識してございます。

○委員（村野誠一） 事業者が言えないのはちょっと私も理由が分かりませんけど、言えないということなんで、あえて私のほうからも申し上げませんけど——先ほどちょっと申し上げたけどね。

そういう大手の——事前に私お聞きしてて、ほとんどの政令指定都市、2市が消防でしたけれども、それ以外は大手のそういう警備会社と、いわゆる民間に委託をして運用しているというふうに私は認識しています。

先ほどから話があったけれども、私以前、本会議で、神戸市の、須磨区も含めてだけれども、高齢者の独り暮らし率というのが非常に高いと。だから、今後は神戸市全体として、お一人様というものをもっと意識して対応していく必要があるのではないかということを申し上げた。

高齢者の方が——そうやって既往症を持っておられる方が不安だと。自分が倒れたときにそこまで行けないと。やっぱりそういう意味で、超高齢社会の高齢者が安心して、見守る。当然、必要なことではないかなというふうに思いますから、福祉局に対しては私も局長等に、多分理解していただけると思いますけれども、しっかりこれ縦割りではなくて、オール神戸で、独り暮らし高齢者、既往症を持っておられる方の見守り、安心・安全、どういうふうに今後、神戸市として担保していくのかと。

しっかり私からも福祉局にも話を取り上げてやりたいと思いますけれども、市長が言ったように、副局長以上で、やっぱり縦割りを排して、横できちっと連携をするようにということで副局長も設けてますから、ぜひその辺しっかりと協議をしていただいて、よりよいものにしていただきたいと。今後もこれについてはしっかり私も追いかけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをします。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 他に御質疑がなければ、消防局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

この際、次の危機管理室が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前10時24分休憩）

（午前10時27分再開）

（危機管理室）

○委員長（伊藤めぐみ） ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

これより危機管理室関係の審査を行います。

それでは、議案1件及び報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

筒井危機管理監、着席されたままで結構です。

○筒井危機管理監 危機管理監の筒井でございます。

それでは、着座にて御説明申し上げます。

お手元の建設防災委員会資料によりまして、議案1件、報告1件につきまして御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1万円未満を省略いたしますので、御了承願います。

資料の1ページを御覧ください。

予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、危機管理室関係分につきまして御説明申し上げます。

1歳入歳出補正予算でございますが、表の最下段にありますように、歳入合計で4,140万円、歳出合計で1億3,420万円を増額しようとするものでございます。

2ページを御覧ください。

2歳入予算の説明でございますが、第19款県支出金、第2項補助金として3,240万円を、第25款市債、第1項市債として900万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

3歳出予算の説明でございますが、第2款総務費、第1項総務費として1億3,420万円を増額しようとするものでございます。

事業の概要でございますが、南海トラフ巨大地震に備えた対策として、新たなテクノロジーを活用した次世代型防災体制の構築のため1,380万円を、災害発生時の対応力強化のため8,800万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。また、特殊詐欺対策電話機等購入助成のため、3,240万円を増額しようとするものでございます。

3ページを御覧ください。

令和5年度神戸市各会計予算繰越しのうち、危機管理室関係分につきまして御説明申し上げます。

令和5年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第2款総務費、第1項総務費において、特殊詐欺対策、防犯カメラ増設、重要インフラへのサイバー攻撃対策につきましてそれぞれ繰り越し、翌年度繰越額は、表にありますとおり、合計3億576万円となっております。

以上、議案1件、報告1件につきまして御説明申し上げました。何とぞ御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれましては、より一層簡明な御答弁に努めていただき、効率的な委員会運営に御協力をお願いいたします。

それでは、最初に、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、危機管理室関係分について御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） よろしくお願ひします。

やっぱり南海トラフをめぐるこの一連の問題はすごく市民の皆さんも不安が大きかったなと思ってまして、議案質疑で本会議でうちやらせてもらいましたが、ちょっと引き続き災害発生時の対応力強化について伺いたいと思います。

本会議で小原副市長は、これまで簡易ベッドや間仕切りは避難所や区役所での備蓄に努めてきたと、こういう答弁をされました。今までそれぞれどの程度備蓄してきたのかをまずお示しいただけますか。

○筒井危機管理監 パーティション、段ボールベッド等、備蓄でございますが、現在の備蓄数でございますが、パーティションにつきましては3,918、それから簡易ベッド等につきましては300、これを備蓄してございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） それを5,000を基準に、足らない分を今回補正で計上しているということだと思うんですね。

それで、改めて、まず簡易ベッドのほうなんですが、300ですから、各区30ずつぐらいしか割り当てないということで、あまりにも少ないと思いますし、人口もまちまちなのに、何で30ずつなんかなというのも——北区なんかは60になつたりしてると思うんですが、それにしても、東灘区も30で、うちも30というのも変な話だなと思うんですが、これはどういうふうに考えて備蓄されてきたんですか。

○筒井危機管理監 これにつきましては、我々の備蓄の考え方としましては、まず、災害時につきましては、流通業者の流通備蓄も活用すると。また、大規模になりますと、国等からの救援物資も備蓄として活用するというふうな考え方もございまして、現物備蓄とともに、そういった流通備蓄、国からの救援物資等も活用して対応するというふうな形で考えていたわけでございまして、取りあえずこの一律各区——北区は60でございますが——30というのは、土砂災害等で小規模な災害が起つたときの避難用に、取りあえず一律というふうな考え方で配備しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） 阪神・淡路を体験した本市としては、やっぱり小規模のそういう災害を想定してたというのは、ちょっとどうかなというふうに思いました。

それで、流通備蓄を考えてたんだと。他都市からも来るだろうという考えだったんだけども、この30に対して、流通備蓄、ほかからはどれぐらい来るという想定をずっと持つてたんですか。

○筒井危機管理監 具体的な数値として想定はしてございません。災害の規模に応じて避難者数がまちまち——各区において、あるいは各避難所においてまちまちでございますので、それに対応する形で、協定事業者、あるいは他都市、国等からの物資を確保するというふうな考え方でございました。

○委員（味口としゆき） ちょっとあまりにもこの算出の根拠が定まってないなという印象は持りました。

それで、今回の補正予算で、5,000になるんだということなんですが、この数字の算出根拠はどういうものなんでしょうか。

○筒井危機管理監 今回、補正予算を上程させていただきましたのは、南海トラフ地震対策というふうなこともございまして、南海トラフ地震の想定避難者数4万4,000人、これをベースに考えていくというのが基本でございます。そういった中で、まずは高齢者とか障害者等の配慮が必要な方に間仕切りとか簡易ベッド等を使用していただけるよう、避難所となる市立の小・中学校に設置している多目的室等の福祉避難スペース、そちらのほうに優先的に配備を進めていく予定でございます。

避難所では、我々プライバシー確保の観点から、1人当たり4平米を確保することとしまして、福祉避難スペースの総面積から必要な間仕切りや簡易ベッドの数として算出しまして、それぞれ5,000基が必要というふうな形で考えてございます。

この必要数につきましては、神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例でございますが、ここで定義されている高齢者・障害者等の要配慮者の方のうち、まずは特に配慮が必要と考えられる在宅の要配慮者、具体的に言いますと、要介護3以上の方、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aを所持されている方、こういった方々が優先的に使用することとした上で、

その他の高齢者とか妊産婦などの要配慮者にも活用していただくということを想定しているところでございます。

○委員（味口としゆき） 算出の根拠が、福祉避難スペースが1万8,000平方メートルあると。だから、1人当たりが4平方メートルだから割り算をしたというのが、やっぱりあまりにも狭い施策になってるんじゃないかなって感じるんです。

特に、要介護3でなぜ線を引いているのかとか、障害をお持ちの方に絞ってるというのがちょっと僕は狭いと思ってて、例えば要介護1・2の方とか、要支援の方とか、こういう方を外してるとかいうのはちょっと狭過ぎると感じたんですが、その点はどうでしょうか。

○筒井危機管理監 委員おっしゃるような、危惧されるというふうなところはよく理解できるところでございます。我々としまして、数の想定で、例えば要介護1・2の認定の方が3万人ぐらいいらっしゃいますが、その方が南海トラフ巨大地震が発生したときの避難者数の割合としてどうなるかというふうなことを考えますと、こういった方々もこの今回の数量で確保はできるものと考えてございます。

ただ、やはりこういった方々だけじゃなくて、それ以外に様々な理由で使用していただかなければならぬ場合もありますので、実は今回、能登半島地震等の課題も踏まえて、また、阪神・淡路大震災から30年近くたって、経時的な変動もございますので、そういったことを踏まえて、全市的に神戸市災害対策総点検というのを実は行ってございまして、その中の1つの項目として、備蓄の在り方ですね、市トータルとしてどうしていくのかということも検討しております、その中でしっかりと備蓄のほうについても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） その総点検はいつぐらいに結論出るんですか。

○筒井危機管理監 総点検、今現在、府内で検討中でございます。またこの秋にも開催予定の神戸市防災会議のほうにもかけまして、御意見もいただきながら固めてまいりたいと考えておりますし、今年度には総点検の一定の方向性をまとめまして、地域防災計画等への反映、また、必要であれば、来年度以降の予算にも反映させるということで、また御提示させていただきまして、御議論いただければと考えてございます。

○委員（味口としゆき） おっしゃるように、この災害の問題は、今回のことでの能登もそうなんだけど、突然やってくるものなんですね。それは30年前の阪神もそうだったわけで、必要であれば来年度予算ということではなくて、これはもう補正を組んで災害対応はやっていくべきかなと思うので、これは要望しておきたいと思います。

それで、ちょっと中身の問題で、僕はもちろん要介護3以上の方とか、障害を持った方を優先するという考えは一定理解するんですが、しかし、この内閣府が出てます避難所運営ガイドライン、これを見ますと、ちょっと僕は考え方が違うんではないかなと思ってて、ガイドラインでは、配慮が必要な方への対応というので、ポイントは脆弱性の高い人々への配慮を欠かさないということで、避難所において配慮が必要な方はどんな人なのかというのを指定してると思うんです。読み上げますと、避難所において配慮が必要な方、例えば高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病の方、傷病者、医療的ケアを必要とする者などの体調が悪くならないように、スペースの確保等いろいろやらないと駄目だよと、こう書かれているので、少なくとも要介護3以上というくらいではないと思うし、特に僕は妊産婦の方とか乳幼児の方というのは絶対パーテイションも要りますし、簡易ベッドも必須だと思うんですよね。だから、そのことがやっぱり考えられてない

補正予算になってるんじゃないかなと思ってて、そこを危惧してるんですが、その点いかがでしよう。

○筒井危機管理監 おっしゃるとおりでございます。配慮の必要な方にしっかりと、どう避難していただいて、しっかりと円滑に避難生活を送っていただくかというふうなことを考えていかなければなりませんので、まず我々としましては、御承知のとおりだと思いますけど、本当に配慮が必要な方のうち、避難所での生活が困難な方、これは一般の避難所からまずはその避難所内の福祉避難スペースに移っていただく。福祉避難スペースでも困難な方は、保健師の判断によりまして、福祉避難所ですね、特別養護老人ホームや地域福祉センター等の福祉避難所のほうに移っていただくというふうな形で、そういったことで、全ての配慮の必要な方が円滑に避難していただくというふうな仕組みを考えているところでございます。

ただ、まず避難所を、しっかりと環境を整えるという点から、そういった様々な妊産婦の方や乳幼児の方も含めて、そういった方々がしっかりと避難生活を送るということは必要でございますので、このたび上程させていただきました補正予算につきましては、先ほど申し上げたような要介護3以上の方等を含めて、そういった方を優先的にという趣旨で、取りあえずそれぞれ5,000というふうな形で上程させていただきましたが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、神戸市災害対策総点検の中で、そういった備蓄物資、パーテイション等、あるいは段ボールベッド等、よりどうしていったらいいのかということを、トータルとして神戸市の備蓄としてどうしていくかということを検討しておりますので、その中でしっかりと考えてまいりたいと思います。その中で、地震の想定、避難者の想定をどうしていくかというところも、どれをターゲットにしていくのかということも含めて考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） それはもうそのとおりかなと思ってて、南海トラフの想定では、県想定で4万4,000人だと思うんですが、阪神・淡路のときには実際は避難所に行かれた方は30万超えたと思うんですよ。ですから、やっぱり一番ひどくなることを想定して立てていく必要もあるんかなと思ってるし、ちょっとそのガイドラインの問題、もう1個だけ聞きたいのは、ガイドラインでは女性・子供への配慮というのを特筆されてるんです。そこではどう書いてるかというと、女性や子供に対して良好な避難生活環境を提供する観点から、プライバシーの確保された間仕切りによる世帯ごとのエリアの設置、男女別の更衣室や休養スペース、授乳室、キッズスペースの設置など、避難所レイアウトの配慮も求められますと言われているんですね。

今回の補正は南海トラフ想定なんだけども、このガイドラインというのは、一番最初は平成28年にできてますし、令和4年に改定されているので、女性や子供への配慮というのは、何も今回初めて言われることでも何でもないと思うんですよ。ただ、それに対しては、さっき言ってたように、簡易ベッドがそれぞれの区に30しかないとか、間仕切りについても4,000足らずでしょう。やっぱりあまりにも対策遅れてるというふうに思うんですが、ジェンダー平等と言われてる観点からも、これ本当にやっていく必要あると思うんですが、その点どうでしょうか。

○筒井危機管理監 避難所運営におきまして、女性をはじめ、子供も含めて、全ての避難者が安心して過ごすことができるような環境づくりというのは非常に重要であると考えてございます。プライバシー確保の話もございましたが、我々、授乳室や更衣室につきましては、教室などのスペースを御利用いただくというふうなことを想定しているほか、一応そういった更衣用テントといいますか、そういったのを2つずつ避難所に配備をしているところでございます。

妊産婦や乳幼児がいるような御家庭につきましては、先ほど来申し上げました福祉避難スペースのほうを利用して避難生活を送っていただくことを考えてございまして、我々そういったことで、各区の防災訓練等を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れてやっていただくというふうなことで取り組んでいるところでございます。

さらに、女性という視点では、DV被害等もございますので、DV被害や性被害を防止するために、令和3年には警備会社と協定を結んで、避難所の巡回警備というふうなことをしていく体制も構築してございます。そういったことで、男女共同参画の視点による避難所運営をより進めしていくよう、今後も努力してまいりたいなというふうに考えてございます。

○委員（味口としゆき） この点はガイドラインでは、段階的かつ確実に質の向上を目指すことは避難所の運営のための支援・調整を担う市町村の責務などと、これはもう明記をされてまして、だったらもっと予算をつけるべきだと僕は思うんですけどね、国は。思うんだけど、やっぱりその責務というのは、特に阪神・淡路、我々体験して来年30年になるわけですから、特に重いということをぜひ受け止めていただいて、改善を求みたいと思います。

もう1点、ちょっと避難所の空調の問題だけ伺いたいと思います。それで、これは市長がこの間の本会議で、この間の努力として、小・中学校の空調整備、これを挙げられました。それで、現在の小・中学校の空調で、災害時の熱中症対策とか寒さ対策は、危機管理室としては十分だと考えているのか、まず認識の問題、伺いたいと思います。

○筒井危機管理監 そうですね、教育委員会のほうで、御承知のとおり、空調対策進めているところでございます。当初は普通教室で設置されたり、特別教室も追加したり、中学校の体育館、それから小学校の体育館というふうな形で整備を進めていっているところでございます。

ただ、もちろんこれで危機管理として十分なのかというふうな質問には答えづらいところでございます。多数の避難者が体育館に、一応1人4平米確保するとしても避難してくるわけでございますので、その辺のところの課題は、我々、スポットクーラーの配備とか、あるいは水分補給等を欠かさないとか、様々な観点で危機管理室としては、この空調をベースに、それに甘んじることなく、対策を取っていかなければならないというふうなことを考えてございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） そうなんです。結局、我々、教育委員会ともこれ大分やり取りしましたけども、4基だけついてる部分空調なんですよね。それで、去年の8月とお聞きしましたが、北区の避難所で、豪雨災害があって、避難者が体育館に行かれたと。雨が降ってたから何とか耐えたけども、しかし、今の今年の暑さ等を考えれば、部活やってる子供たち、バスケの子たちも前に行かないで涼しくないという、こういう状況が中学校なんかでもあるのを僕も直接聞きましたので、危機管理室サイドから災害の対策としても、もうちょっと空調の増強を教育委員会なんかにも求めたら——協議したらどうかなと思うんですが、そういうことは可能でしょうか。

○筒井危機管理監 その問題点につきまして、委員おっしゃるように、空調の問題につきましては、真夏に震災が起こって、多数の避難者が来たらどうなるのかというふうな問題もあるかと思います。だから、危機管理としましては、まずそういった中で、高齢者等、配慮を要する方、妊産婦、乳幼児連れの方等も含めて、福祉避難スペース、あるいは福祉避難所等々のほうを十分活用するというふうなことをしっかりと進めていかなければならぬなというふうに思います。その上で、この空調の問題につきましては、教育委員会の実情もあると思いますので、協議のほうは進めていきたいというふうには考えてございます。

○委員（味口としゆき） 終わりますけども、本会議でも議論になったスフィア基準という、文字どおり人権の問題なんだという観点で書かれていると思うんです。それで、国のガイドラインでは、公費や支援を得ての生活であることから、質の向上という言葉を使うと、ぜいたくではないかというような趣旨の指摘を受けることもありますと。しかし、ここでいう質の向上とは、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているかという質を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される生活水準とは全く異なる考え方であるため、ぜいたくという批判は当たりませんと、こういう、すごくかっこいいこと言うなど。そう思うんだったら、もっと予算を国はつけろと僕は本当思いますけども、しかし、とにもかくにも、空調の問題であれ、パーティションの問題であれ、やっぱり30年前の阪神・淡路を我々もう1回思い出す必要あるかなと。僕、当時20代でしたけども、避難所で必要なものありませんかというボランティア大分やりましたけどね。本当に劣悪な状況で、長期化して、大変な中で神戸の人たち苦しんだという思いがあるので、国のガイドライン、もちろんそうなんですが、我々の経験を基にさらなる改善をしていただきたいと思います。要望して終わります。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますか。

○委員（菅野吉記） 新たなテクノロジーを活用した次世代型防災体制の構築について1点だけちょっとお聞きしたいんです。

その中で、音声ハザードマップ導入による要援護者の避難行動支援を予算計上されておりますけども、要援護者、特にこの場合は視覚障害の方、特にこれまで紙面や画像でのハザードマップで、これはもうなかなか有効に利用できないので、やはりそういった音声ハザードマップを、今どんどん開発進んでおりますので、その導入ということを求められてきましたので、今後どのようにそれを進めて取り組んでいかれるのか。また、周知も大事だと思うので、周知もどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○筒井危機管理監 委員御指摘いただきましたように、ハザードマップを確認することが難しい視覚障害者の方々、こういった方々の避難行動を支援するため、スマートフォンを活用するユニボイスアプリ、これ音声コードでございますが、その拡張機能として、耳で聞くハザードマップ、これを導入して、ハザード情報とか避難情報を音声で呼びかけるものでございます。これ多言語機能も設けておりまして、5か国語でございますが、設けているところでございます。

我々として、やっぱりこれを広く使っていただくことが必要かなというふうに考えてございまして、実は障害者団体の方に試行版を使っていただいたりしたときに、非常に分かりやすいと、ぜひ導入してほしい等々、前向きな意見をいただいているところでございます。

ですから、我々としては、広報というのが非常に重要なふうに思っておりますので、そういった支援団体等を通じてのアピール、それから一般的な我々の広報・PRの手段でのアピール、そういったことで、広くお使いいただけるような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。本当に視覚障害者の団体の皆さんからも痛切に、こういう災害時の対応というのが非常にこれで進むんじゃないかと喜んでいただいていると思いますので、今、団体への周知ということなんで、福祉局ともしっかりと連携を取っていただいて、まず直接いうてもなかなか難しいと思いますのでね。福祉局との連携の中でスムーズに皆さんに周知していただけるような形で進めていっていただけたらと思いますので、そういういろいろな

要援護者に対する危機管理室としての、視覚障害者等々への情報の発信、そういう向上というものを——特に音声コード、ユニボイスの活用というのは割と幅広くできるということで、音声ハザードマップ以外でもいろんな形で活用もできるということなんで、またその辺もいろんな情報をつかんでいただいて、活用していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、危機管理室関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、この際、危機管理室の所管事項について御質疑はございますでしょうか。

○委員（村野誠一） 社会貢献型の販売機についてお伺いをいたします。

これについては、これも予算とか決算とか、以前から私、本会議も通じてですけれど、犯罪被害者の支援、これ条例制定時から関わって、支援をさせていただいております、微力ながら。主に支援しやすいのは、この社会貢献型の販売機を、やはりまず神戸市の関係、また外郭団体の関係、それから、神戸市が施主となるというか、神戸市が発注する公共工事等の現場で設置をしてもらうということで、不特定多数の方が飲物等を購入することによって、間接的に犯罪被害者の支援ができるという制度ですけれども、以前、須磨区でシーワールドがオープンすると。あの辺りが大きく変わるけれども、シーワールドには設置お願いをしてるんでしょうかというやり取りを、平場か、または平場ではないところで危機管理とやり取りをさせていただいて、そのときは断られたからということで、何でやということで、そしたら、私が改めてサンケイビルとか、また運営会社のグランビスタに必要性をしっかりと理解をしていただいて、お願いをもう一遍してみると。ということで、お願いをさせていただきました。

そうしましたら、先日、それこそ須磨シーワールドの、プレというか、見学会というかね、私も議員として参加をさせていただいたときに、設置をしていただいておりました。大変人通りの多いところに1基、この犯罪被害者の支援のための販売機を置いてくださってましたので、大変ありがたいなというふうに感じました。

実は私、今回この建設防災委員会に替わってきたわけだけれども、その前の経済港湾委員会で、先日、須磨シーワールドホテルも委員会で見学をさせていただいたときに、グランビスタの方々にも出てきていただいたわけなんですけど、そのときに私失念をしていて、お札を申し上げることができなかった。この委員会の場をお借りして大変申し訳ないけれども、犯罪被害者支援をしている危機管理の審査の中で、改めて須磨シーワールドのサンケイビル・グランビスタの皆さん方には、意義をしっかりと理解をしていただいて、御協力をいただいたことについて感謝を申し上げておきたいというふうに思います。

やはりきちっとした社会的な意義というものを理解をしていただければ、設置していただけるんではないかと思うんですね。それなりの企業さんというのは社会貢献をしようという意識が高いですから、そういう意味で、担当の方々がちょっとお願いをして、向こう側の方もあまり理解をしてない中で、いや、ちょっともう決まってしまってから無理ですというようなことで諦

めるんではなくて、今後もしっかりと、お願ひをする相手企業とか、相手側に対して、必要性をしっかり認識をしていただく、理解をしていただくということで進めていただきたいということを改めてお願ひをしておきたいんだけれども。

以前も私、質疑させていただいたけれど、今、神戸市も三宮の再整備等——名谷もこの間、北須磨支所がオープンしましたけれども、まだまだ神戸市が発注する、または外郭団体等が発注する大型のいわゆるプロジェクト、大型の工事、長い期間工期がある工事というのがありますので、ぜひそういったところにも、入札時に条件というか、せめて1つぐらいは置いてくださいねということで入札をかけるというようなことで、行財政局とかと協力しながら、積極的に1つでも多く市内に社会貢献型の販売機の設置を促進していただきたいというふうに改めて思うわけですけれども、どのように今進めていただいているのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○上山危機管理室長 委員御指摘いただいてますとおり、ひょうご被害者支援センターの活動費に充てられます社会貢献型の自動販売機というものに関しては、今、私どもいろんな関係者と協議を進めながら進めているところでございまして、先日、2月の予算特別委員会の局別審査以降、先ほど委員のほうからもお話をありました須磨シーワールドのほう、それを含めまして、それからセンタープラザにも1台追加配置できております。また、本年10月なんですが、現在整備中でございます通年型アイススケートリンクの工事現場内、そちらのほうにも1台設置を予定しているところでございます。

被害者支援センター様の働きもございまして、民間施設のほうでも取組が進んでおりまして、本年3月末の市内のトータル台数は49台でございましたけれども、8月末現在でございますけれども、現在で8台増になりました、現在57台というふうになっております。

危機管理室といたしましても、委員御指摘のございましたとおり、いろんな新規プロジェクト等で導入のほう進めていくということで、関係局室区のほうで働きかけをして、導入のほう御理解をいただきながら進めていきたいということを考えておりますので、今後とも引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（村野誠一） ありがとうございます。1つ、先ほどのスケートリンクの工事現場ですか、そういう現場で置いていただけたということで、大変評価もさせていただいておりますし、感謝もさせていただいております。

微力ですけど、私も個人的に、例えば皆さん方にそういう意義を、ここに置いてもらえないかとかということもお願いもしていきたいと思いますけれども、しっかり今後推進をしていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） よろしければ、危機管理室関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもありがとうございました。

委員の皆様に申し上げます。

この際、次の建設局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願いま

す。

(午前11時2分休憩)

(午前11時5分再開)

(建設局)

○委員長（伊藤めぐみ）　ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

これより建設局関係の審査を行います。

まず、陳情第98号について、陳情の趣旨を私から申し上げます。

陳情第98号は、王子プール解体工事について、住民への周知を徹底した上で、再度住民説明会を実施し、事業主体としての説明責任を求める趣旨であります。

陳情の具体的な内容につきましては、陳情文書表を御参照願います。

それでは、議案7件、陳情1件及び報告事項2件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

小松局長、着座されたままで結構です。

○小松建設局長　建設局の小松です。よろしくお願いします。

では、着座にて失礼します。

それでは、委員会資料により、議案7件、陳情1件、報告2件につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

I 予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、建設局関係分につきまして御説明申し上げます。

以下、計数につきましては100万円未満を省略させていただきます。

1歳入歳出補正予算一覧表でございますが、補正予算額につきましては、一般会計合計欄にございますように、歳入歳出とも1億6,200万円でございます。

2歳入予算の説明でございますが、第25款市債、第1項市債で1億6,200万円を増額しようとするものでございます。

3歳出予算の説明でございますが、第14款災害復旧費、第1項災害復旧費、第1目土木施設災害復旧費で1億6,200万円を増額しようとするものでございます。

3ページを御覧ください。

II 予算第22号議案令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1債務負担行為でございます。

指定管理（新長田駐車場）につきまして、後ほど御説明いたします第61号議案指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）に合わせて、過年度に議決いただいた限度額を3,800万円増額し、新たに設定しようとするものでございます。

4ページを御覧ください。

III 予算第23号議案令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

1債務負担行為でございます。

汚水幹枝線布設につきましては、第2須磨汚水幹線の整備に当たり、令和6年度から令和10年度までの期間において、限度額40億円を設定しようとするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

IV第61号議案指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）につきまして御説明申し上げます。

6ページの参考資料を御覧ください。

1. 本件の趣旨でございます。

新西市民病院の整備基本計画の見直しに伴い、同施設の建設予定地に位置する神戸市立新長田駐車場の供用期間を当面の間延長するため、令和6年10月1日以降の指定管理者を指定しようとするものであります。

2. 公の施設の名称、3. 指定管理者、4. 指定期間、5. 債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

7ページを御覧ください。

6. 選定理由でございます。

新長田駐車場は、新西市民病院の建設予定地である若松公園地下に位置しているため、新西市民病院整備基本計画に基づき、当初の指定期間を令和6年9月30日までと定めておりました。しかし、令和6年9月に同計画に見直しが生じたため、神戸市立新長田駐車場の供用期間を当面の間延長することといたしました。

本件は、市の運用指針等に定める公募によらず指定管理者を指定することができる場合に該当するため、現在の指定管理者を選定いたしました。

続きまして、8ページを御覧ください。

V第62号議案市道路線認定及び廃止の件につきまして御説明申し上げます。

認定する市道路線は、多聞121号線のほか10路線、廃止する市道路線は、山田里225号線のほか5路線及び土地改良事業に伴い廃止する市道路線でございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

VI第66号議案令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件につきまして御説明申し上げます。

20ページを御覧ください。

1. 概要、2. 対象案件でございます。本件は、六甲ライナーの魚崎駅における橋梁部につきまして、耐震補強工事等を実施しようとするものであり、令和5年4月に6億円で神戸新交通株式会社と協定を締結しております。関係法令により、協定締結前に市会の議決に付すべきところ、これを経ずに協定を締結したものであり、追認を求めるものでございます。

3. 手続の瑕疵の原因でございます。鉄道事業者との間で締結する基本協定による委託業務が工事請負契約に該当することについて誤って認識をしていたことが原因でございます。

4. 今後の再発防止策でございます。今回の事案につきまして、職員に周知し、再発防止の意識を徹底しております。また、契約決裁時において、議案提出すべき案件かどうかを明記し、併せて決裁体制を見直すことにより、組織的なチェック体制の改善を図ってまいります。

5. 関係職員の対応でございます。当該事業の関係職員につきましては、厳重注意処分を受けております。

このような事態になってしまったことについて深くおわびを申し上げます。今後、同様の事案が生じることのないよう、再発防止を徹底してまいりますので、何とぞ御理解をよろしくお願ひ申し上げます。

また、本議案に関連しまして、報告事項につきまして御説明申し上げます。

27ページを御覧ください。

IX報告、2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約の締結についてでございますが、28ページから29ページにおきまして、2. 令和元年度から令和5年度までの期間における契約のうち、常任委員会への報告がなされてなかつた契約を記載しております。該当契約は、令和元年度神戸新交通ポートアイランド線橋梁修繕業務ほか7件でございます。重ねておわび申し上げます。

続きまして、22ページを御覧ください。

VII第67号議案須磨多聞線（西須磨）橋梁上部工製作及び架設工事請負契約締結の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、都市計画道路須磨多聞線（西須磨）における高架橋の上部工（橋桁）の製作及び架設を行うものでございます。

請負金額は24億5,410万円で、JFE・協同建設特定建設工事共同企業体と仮契約中でございます。

続きまして、陳情1件について、お手元の陳情文書表を御覧ください。

陳情第98号王子プール解体工事について、事業主体としての説明責任を果たすことを求める陳情につきまして御説明申し上げます。

陳情に対する建設局の見解ですが、初めに、王子プール解体撤去工事の住民への周知につきまして御説明いたします。9月から工事着手するに当たり、事前に騒音や振動、工事車両等の影響が想定される中央区上筒井通1丁目の住民を対象に、アスベスト対策に関する情報を明記した工事説明会開催のお知らせを各戸に配布し、周知を行いました。その上で、工事説明会を開催し、工事による騒音等の影響への対策などと併せて、アスベストの状況や除去方法について説明を行いました。あわせて、近隣の学校に対しても個別に説明を行うなど、必要な周知や説明を行っております。

次に、アスベスト調査につきまして御説明いたします。神戸市では、工事発注前の段階で検査機関に依頼し、プールの設計図書の書面調査や現地調査を行うとともに、アスベストの含有が疑われる建材より試料を採取し、分析調査を行うなど、アスベスト調査を適切に実施しております。さらに、プール営業へ支障を来すことからこれまで調査ができなかつた箇所などについて、解体工事業者で調査を行う予定です。

それらの結果につきましては、法に基づいて、現地にアスベストに関する情報を掲示するとともに、調査結果を閲覧できるようにいたします。また、市のホームページへの掲載や、必要に応じて近隣へ書面を配布するなど、周知を図るとともに、不安を感じる近隣住民の方がおられれば、個別に説明に回るなど、丁寧に対応し、引き続き市としての説明責任を果たしていきたいと考えております。

今回の工事におきまして、アスベストを除去する際は、法令等に定められた手順に基づき、アスベストの飛散を発生させないように細心の注意を払って、丁寧に確実に施工を行ってまいります。

続きまして、24ページを御覧ください。

VIII報告、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、建設局関係分につきまして御説明申し上げます。

以下、計数につきましては100万円未満を省略して御説明申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、繰越額は、上段の表左から5列目、翌年

度繰越額の合計欄のとおり、161億3,300万円でございます。

なお、下段の表に繰越しの内容を記載しております。

25ページを御覧ください。

駐車場事業費予算繰越明許費繰越計算書でございますが、繰越額は、上段の表左から5列目、翌年度繰越額の合計欄のとおり、6,200万円でございます。

26ページを御覧ください。

下水道事業会計予算繰越計算書でございますが、建設改良費の繰越額は、上段の表左から6列目、翌年度繰越額の合計欄のとおり、128億1,100万円でございます。

27ページを御覧ください。

IX報告、2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約の締結についてでございますが、1.令和6年4月1日から7月31日までの期間における該当契約は、令和6年度神戸新交通六甲アイランド線橋梁修繕業務ほか3件でございます。

以上で、議案7件、陳情1件、報告2件についての説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれましては、より一層簡明な御答弁に努めていただき、効率的な委員会運営に御協力をお願いいたします。

では、最初に、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、建設局関係について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、予算第22号議案につきましては、新長田駐車場の指定管理者の指定に対する債務負担行為の追加の補正であることから、当該補正に係る指定管理者の指定の第61号議案と一括して質疑を行いたいと存じます。

それでは、予算第22号議案令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算及び第61号議案指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）につきまして、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、予算第23号議案令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、第62号議案市道路線認定及び廃止の件について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 1点だけ聞かせていただきたいと思ってます。

廃止される58・59市道ですね、解体が始まる北区甲栄台の旧桜の宮市営住宅の跡地の中にあるとお聞きをしました。それで、58・59の道路廃止は特に問題はないんですが、それに垂直に東西に通っている道路が非常にがたがたなんだという意見を聞きました。それで、去年の予算の建築住宅局審査の際に、これは朝倉議員がやったと思うんですが、ベビーカーや歩行者に車の往来による危険がないよう、安全に配慮した整備を求めて、住宅局からは7年度内には歩道つき道路として拡幅する予定だと。その他の路線についても、歩道が必要な部分、拡幅が必要な部分は、道路管理者と協議して、必要なものについては設ける計画と、こういう答弁がありました。

建設局として、この道路について住宅局と協議し、決まっていることなどあれば、ちょっと付随しますが、お示しいただけたらと思います。

○原建設局副局長 こちらは市営住宅の建て替え等に伴います面的な整備のことだと思います。建設局——道路管理者と、事業者である建築住宅局と協議をしておりまして、その中にございます公共施設・道路について、このまちづくりに対して、どういう配置にしようかとか、どういう整備をしようかという協議をしてございます。議案に上がっておりますこの廃止案件につきましては、協議の結果、土地利用との整合を図るということで廃止をするということでございます。

御指摘の垂直に交わる部分の道路につきましても、ちょっと詳細、今、手元に資料がございませんけども、市営住宅の建て替えに伴いますまちづくりに適合した形ということで協議をしてございますので、そういう形で整備がなされるものと考えてございます。

○委員（味口としゆき） 分かりました。この58の左側のところにこども園ができて、その隣に高齢者施設の誘致などもあると聞いてます。安全対策で必要なので、ぜひ早めの計画、着工をお願いしたいと思います。要望して終わります。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、第66号議案令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件については、報告事項、工事請負契約の締結についてにおいても神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関連する内容を含むため、一括して質疑を行いたいと存じます。

それでは、第66号議案令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件及び報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、建設局関係分に関して御質疑はございませんか。

○委員（山口由美） この66号議案につきましては、本会議でも議論がありましたので、重複は避けたいと思います。我が会派としては意見・要望のみを申し上げたいと思います。

今回の件は議会との信頼関係を揺るがしかねない事案であり、見過ごすことはできません。ただ、原因を追及された上で、再発防止策にも既に取り組まれているとのことであります。本会議では冒頭に局長から議案の御説明——謝罪も含めた御説明があり、市長・副市長からも謝罪がありました。私たちとしては、二度とこのようなことが起こらないように、改めて議会との関係の在り方を再認識しながら、誠実に業務を行っていただくことを要望いたします。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

○委員（村野誠一） この協定という言葉がすごく分かりにくかったのかなと思いますけど、皆さんプロだから、協定にちゃんとそういう請負契約が含まれているということぐらいは当然分かっておかないといけないことで、これについては、先ほど自民党さんがおっしゃったように、私としてはこれについては理解しています。今後気をつけていただきたいというふうに思います。

まず、私も今回、この委員会に移ってきて、とにかく常に西部建設事務所の丸岡所長はじめ、西部の方々には須磨区の、長田も含めてだけれども、市民のために本当に迅速に困ることに対して、凸凹の歩道があつたらすぐに舗装していただくなど、本当に感謝をします。まず冒頭、常日頃の働きに感謝をこの場で申し上げた上で、ちょっと質問したいと思いますけれども、今回のこの六甲アイランド線の耐震の補強、今日の新聞にも載ってましたけれども、例えば兵庫県の

県民会館が耐震不足ということが発覚したと。それによって使用を停止すると。直下型・長周期の両地震に対しての耐震基準を満たしていないことが判明して、だから、利用を速やかに停止するんだと。利用してたら危ないからと。

御承知のとおり、こないだも緊急地震——初めて我が国でもそういう南海トラフに関係する案内がある、以前から言われているように、これから30年の間に80%の確率で南海トラフというのは来るんですよと言われている。この間の案内があったように、その期間、1週間でしたけれども、よりその確率が高まっていると。しかも神戸市は震災を経験して、来年が30年ですか、そういう、記念すべきではないですけれども、大きな節目を迎えると。

その中で、こういう耐震の補強、だから、そもそもこの橋梁ですよね。これ六甲アイランドの六甲アイランド線という——皆さんに乗っておられる。ポートアイランド、これ先ほど報告が足りませんでしたと、ほかにもありましたというところにポートアイランド線もありましたけれども、この橋脚の部分の耐震、普通に考えると、支えている部分の耐震が足りてなかったということが分かつて、これを運用してて、人が乗ってるときに南海トラフが来たらどうなるんだろうと。県民会館については、即座に利用を中止しますというふうになっているわけだけど、ちょっとまずこの耐震のね、一概に——旧耐震とか新耐震とかもありますし、耐震自体が足りてない、補強しないといけないということですけれども、どの程度の、だから、耐震が足りてないのか。先ほど申し上げたように、県民会館については、直下型・長周期の両地震に対しての耐震性基準を満たしていないことが分かつたからという理由だけれども、今回の六甲アイランド線・ポートアイランド線、まだ耐震を満たしていない部分、どのような耐震を満たしていないのか、どれだけの数がまだあるのか、それからいつ最終的に耐震補強が完了するのか、これ今申し上げたように、30年の間に来ると言われているわけだけれども、明日来てもおかしくないわけですけれども、いつまでに耐震、人が乗っている六甲アイランド線・ポートアイランド線はどういう計画になっているのか、お伺いをしたいと思います。

○原建設局副局長 橋梁の耐震補強でございますけども、これは国が定める道路橋の耐震基準ということで、常々最新の基準に基づき進めていっているところでございます。

耐震基準につきましては、神戸がありましたように、兵庫県南部地震の際に、大幅に見直されてございます。その後、太平洋沖の地震、それから熊本地震、そういった際にも改定をされてきてますけども、基本的には、兵庫県南部地震を経て、平成8年に大きな考え方なり耐震基準が改定されてございます。

具体的には、同レベルの地震が来ても、桁が落下をすると、橋脚の倒壊が生じない这样一个ことを目標としてございまして、それに基づき、現在、耐震補強を行っているところでございます。

現在の進捗状況でございますけども、まずポートアイランド線、それから六甲アイランド線におきましては、まずは電車の走る桁の部分ですね、駅でない部分を先に耐震補強に取り組んできてございます。これはなぜかと申しますと、阪神・淡路の際に、駅部は比較的被害が少なかったと。むしろ駅と駅の間で実際電車が走行している部分につきまして被害も大きかった这样一个こともございまして、そういったところから整備を進めています。

ポートアイランド線につきましては、駅間の部分につきましての整備は完了をしてございまして、現在、駅部分の耐震補強に取り組んできているところでございます。今年度施工中のものが3駅ございまして、残りが三宮をはじめ5駅残っております。これらにつきましては、今後の

予算の推移等あろうかと思いますけども、できますれば、2030年の神戸空港国際化までに完了させたいというふうに考えてございます。

一方、六甲アイランド線でございます。六甲アイランド線につきましては、六甲アイランド内で軌道の部分の耐震補強、これちょっとまだ残っているところではございますが、海を越える部分でありますとか、阪神電車とか国道43号、そういったところを越えていく部分、それから住吉駅の手前の部分、そういういたところの駅間の部分の対策は完了してございます。

現在は住吉駅に沿っている部分、ちょうどJRの東海道線の真上を走っている部分がございますけども、そちらの整備を6年度行っているところでございます。あわせて、魚崎駅の耐震補強に取り組んでいるところでございます。残るは住吉駅ですね、住吉をはじめとする駅が5駅ございますので、これらを含めまして、こちらは少し時間がかかるまいるんですが、2031年頃までにはこちらも整備を完了させたいというふうに考えてございます。

○委員（村野誠一） ちょっと確認しますけれども、ポートアイランド線については2030年までに全ての耐震を完了したいと。完了したい——ちょっとこれ、するのと、したい、また確認しますけども、あと、六甲アイランド線については、2031年までに全ての耐震が足りてない部分の改修をする、またはこれ、したい。

これ予算の関係もという話もありましたけれども、これについては、お答えいただくけれども、先ほどから申し上げているように、神戸は震災を経験して、来年——当然、来年には間に合いませんけれども、いつ来てもおかしくないという状況の中で、やはり物理的なものはありますけれども、明日あさって急に全てを完了するということはできませんけれども、どうも聞いてると、これは阪神・淡路大震災があってから、マネジメント——計画をつくっていって、ずっとやっていってると。やはり私は、この間の南海トラフのものもそうですけれども、我が国で初めてそういうものが発出されたわけだけれども、やはりできる限り前倒しをしていく必要——人命に関わりますから、全てにおいても優先されるべきことなのではないかなというふうに思います。

確認ですけれども、ポートアイランドは'30年、六甲アイランド線は2031年までに、したいのか、完了するのか、改めてお聞きしたいのと、それまでに、だから、先ほどちょっと原さんからいろいろと御答弁あったけれども、実際にじゃあ想定されている南海トラフが来た場合に、未改修、だから、まだ耐震補強がされてない間に来た場合に、大丈夫なのかと。人ですね、運用してて、乗っておられる方々に対して被害はないのかということ、これ確認しておきたいと思います。

○原建設局副局長 ちょっと年限のところでございます。先ほど私、ややこしい言い方しましたけども、神戸空港の国際化が2030年度に予定をされてございますので、2029年度までにポートアイランド線につきましては完了させたいというふうに考えてございます。

するのか、したいのかというところでございますけども、それは今後のやっぱり予算でありますとか、実際の、これ新交通株式会社に委託をしてございますけども、その辺のマンパワーの部分でありますとか、そういうことを勘案いたしまして、現在のところ予定しているというのが、先ほど申し上げた2029年度なり2031年度といったところでございます。

一方、今日明日に地震が来たときにというようなことでございますけども、まずは現在取り組んでおりますのが、阪神・淡路を経てそれぞれ改定されてきました最新の耐震基準に伴ってやってございますので、その部分については大丈夫なのかなというふうに考えておりますのと、あとは、阪神・淡路を経験した上で、災害復旧というような形で壊れたものをそういう形で直してございますので、絶対大丈夫なのかどうなのかと言われますと、ちょっとそこのところは私ども

も技術的に、現在はそういった必要な対処を行っている途上であるというふうに申し上げておきます。

○委員（村野誠一） これは危機管理の問題なので、私も絶対ということを簡単に軽々しく申し上げたいと思いませんけれども、しかし、これ人命が関わるわけですね。先ほどちょっと申し上げた、県民会館が直下型・長周期の両地震に対して耐震性基準を満たしていないということが判明したから、可及的速やかに県民会館の利用を停止するということを決めたというふうに書いてあるわけだけれども、今回の神戸市の、先ほどから説明いただいている、今、私質疑させていただいている橋桁というか、橋梁の部分の耐震不足というのは、直下型・長周期の両地震に対しての耐震性基準を満たしていない、これとは違うのか、ちょっとその辺教えてください。

○原建設局副局長 ちょっと今、手元に技術的な基準持ってないんですけども、直下型の地震を平成7年に経験をいたしまして、その後、東北沖の地震——これはプレート型だったと思います。その後、熊本地震——これは直下型だったと思いますけども、それらを踏まえた耐震基準に基づいて現在施工してございますので、もちろんそういったところも想定されたものというふうに考えてございます。

○委員（村野誠一） ちょっと私も今の説明で理解できたわけではないけれども、要は市民感覚からして大丈夫なのかということですよね。乗ってて大丈夫なのかと。地震が来たときに大丈夫なのかということです。

今、万博にとにかく遅れてるからいうて、一生懸命、人も足りないけれどもやってるけれども、むしろこの命に関わる部分なんかというのは、先ほどから何度も申し上げているように、やはり何よりも優先して、前倒しをして、そこにお金や人を投下して、最優先してやるべきなのではないかというふうに私は思いますね。

これは須磨区民乗ってませんというわけではない。ポートアイランド線は中央区、六甲アイランド線は東灘区と。私、当該区の議員ではないけれども、学生さんも含めてですし、先ほど言ったように、神戸空港が国際化ということになれば、観光客の命も預かるわけですけれども、そういった意味で、私はちょっと、震災を経験した、また来年30年を迎えると言って、いろんなところに神戸は生かすんだと、二度とそんなことは言ってる割に、申し訳ないけれども、すごく何かのんきな感じやなというふうに率直に感じました。これを初めて知ってね。私知らなかつたから、大丈夫なんですかということ。

だから、当然、国に対してもそうですし、予算という話もありましたけれども、とにかくしっかりと、一日でも早く耐震満たしていないものをしっかりと満たして、市民とか観光客、その命が危険にさらされるようなことがないように努力をしていただきたいと。これ言うしか私もこれ以上ありませんので、改めて申し上げておきたいと思いますので、できるだけ前倒ししてやっていたいことを強く要望させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

○委員（味口としゆき） 市会の議決が必要だったんだが、議決を経ることなく協定締結してたと。この原因として、所管課において誤認識があったと。これを原因として挙げられました。もちろんそれがあったと思うんですが、同時に、やっぱり地方自治法第96条に定められていることの認識の弱さが僕は大きな問題としてあったんじゃないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○小松建設局長 今回の基本協定につきましては、工事というそのものに加えまして、請負業者を

決める契約手続とか、あと工事監督、それから軌道の安全運行管理業務を包括して軌道管理者である神戸新交通株式会社へ委託したものでございます。そういう意味で、委託業務というのが96条第1項の議会に付すべき案件の工事または製造の請負に当たるというところの、こここの誤った認識があつて、議会に付すべきということができてなかつたということでございますので、決して、地方自治法で定められている工事または製造の請負ということは、職員は認識しておつたんですけども、この工事請負契約にこの協定が該当するかどうか、その認識が甘かつたということが原因でございます。

○委員（味口としゆき） そうなんだけど、昭和52年の東京高等裁判所の判例では、議決を欠いている地方公共団体の契約に係る判決として、議会の議決は、法律上、団体意思の決定に関する議会の議決と解るべきだと。地方自治法の根幹というか、民主主義の根幹に関わる問題ですよと。ここをちゃんと捉える必要があるかなと思ったのは、同時に今回出ている報告事項の抜けが8件あったと。これは法違反とは言わないけども、何でこの2.5億円から5億円の範囲は議会に報告事項として上げられてるのかといったら、同じことだと思うんですよ。議決を経るかどうか、と同時に、報告案件にしているのは、やっぱり民主主義に関わる問題だからね。そこは丁寧にやつてるんだと思うんですけど、そこはきっちと押さえる必要が僕はあるなと思ってますが、いかがですか。

○小松建設局長 議会の議決権というのは議会にとって重要な権限でございまして、基本的、また本質的なものであつて、適正な市政運営の根幹をなすという意味では、私ども非常に重要なものだと認識してございます。

今後はそういう認識の下に再発防止をしっかりとやっていきまして、二度とこのようなことが生じないように努めてまいりて、議員の皆様並びに市民の方々の御理解を得られるように、適正な事務執行に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員（味口としゆき） 終わりますけれども、議会との信頼関係ということはもちろんあると思うんですが、それにとどまらず、やっぱり議員というのは背後に市民がいますんでね。民主主義をここできちと担保してるんだというところをしっかりと押させて、再発防止、二度と起こさないようにお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、第67号議案須磨多聞線（西須磨）橋梁上部工製作及び架設工事請負契約締結の件に関し、御質疑はございますでしょうか。

○委員（外海開三） すみません、67号議案に関して、2点だけ確認させていただきたいと思います。

まず、須磨多聞線の事業の違法性を訴えた裁判がありまして、先般、8月29日に住民側が敗訴しました。しかしながら、原告団は控訴の意思を示されております。その中の補正予算であります、控訴をされた場合の予算執行についてはどうされるか、確認させていただきます。

○原建設局副局長 このたびの裁判ですね、一部住民が都市計画道路の須磨多聞線の整備工事、これが違法、無効であるということで、本事業に基づく支出の差止め、それから既に支出した支払いに対する損害賠償請求を求めるという内容でございます。令和6年8月29日に神戸地方裁判

所より判決が出たところでございまして、結果として、委員御紹介いただきましたように、原告であります住民側の請求内容をいずれも棄却というものでございました。

この間、10回にわたる口頭弁論や証人尋問等の中で、我々としまして、法令に基づいて適正な手続を経て事業を進めていること、それから、住民の方々への丁寧な説明を行ってきたというようなことを主張した上で、司法の判断としてこれらのことと認めさせていただいたというふうに受け止めてございます。

原告が9月11日付で控訴したというふうには聞いてはございますけども、現時点での控訴状は我々の元には届いてございません。詳細な内容は不明ではございますけども、改めて市の対応について主張しまして、司法の判断に委ねたいと考えてございます。

一方、お尋ねの工事の影響でございますけども、これまで訴訟に対応しながら、着実に工事は進めてまいっております。現在施工中でございます中央幹線上におきます残りの橋台・橋脚の工事、それから現在、契約の準備をしてございます橋梁上部工の製作・架設、こういった工事につきましても、控訴の有無にかかわらず、予定どおり進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（外海開三） あともう1点なんですけど、今の御答弁では9月11日に控訴されたということだったんですけども、確定判決が出ないと違法性がないと言えないのではないかという点と、その際、予算だけ確保して確定の判決を待つか、それとも、もしくは工事を進めていくのかを確認させていただきます。

○原建設局副局長 訴訟にももちろん真摯に対応しながら、工事につきましては着実に進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

○委員（味口としゆき） さっきの民主主義の問題とも関わるんですけど、これだけ長期間にわたって住民の人たちから意見が出てるのに、下のほうが終わったから次は上だという工事を肅々と進めるというのは、僕はちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○原建設局副局長 我々といたしましては、この事業、法令に基づいて、適正な手続を経て進めているというふうに考えてございますし、住民の方々へも都度丁寧な説明を終始してきたというふうに考えてございますので、そういった裁判にも対応しながら、着実に工事は進めてまいりたいと考えてございます。

○委員（味口としゆき） どうもやっぱり住民の皆さん——本当これ長いと思うんです。そこで異論を持たれていることについては、裁判への対応というのは、裁判準備するっちゅうことじやなくて、もっと住民の皆さんとの溝も埋める必要があるし、やめるべきことはやめるべきじやないかなと僕は思うんですけども、再度それはいかがですか。

○原建設局副局長 様々な工事の着手でありますとか、事業の内容の説明でありますとか、そういった際には、住民の方々への説明会でありますとか、意見を伺う場も設けてございますし、事業の必要性なんかも説明をさせていただいてございます。

いずれにしましても、須磨多聞線、これは神戸市にとって非常に重要な路線であるというふうに考えてございまして、早期に整備を行っていく必要があると考えてございます。引き続き事業を進めていきながら、並行して、住民の理解を深めるために説明にも努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、陳情第98号王子プール解体工事について、事業主体としての説明責任を果たすことを求める陳情について、御質疑はございますか。

○委員（味口としゆき） まず伺いたいのは、8月24日に行われた——中央区の上筒井通1丁目を対象にしたとお聞きしたんですが、これには何人参加されたんでしょうか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 当日9名の方が参加されました。

○委員（味口としゆき） 少ないなと思うんですが、この中で上筒井通1丁目の方というのはどれぐらい参加されたかは掌握されてるんですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 当日、出席名簿への記載を特に求めておりませんので、正確なところは把握しておりませんけれども、ほぼいらっしゃらなかつたか、1名2名程度だったかというふうに認識しております。

○委員（味口としゆき） 僕も参加された方から直接話聞きますと、肝腎の住民がいなかつたとその方は言われてて、それはまずいなと思ってるんです。いろんな方法で周知徹底したけども、それがうまくいってないということですから、それで、再度きちつと住民の皆さんに説明をしていくということを、これはもう丁寧にやらないと、いろんな意見が王子公園の再整備にはあるわけですから、そこはちょっと特段に丁寧な対応が必要だと思うんですが、その点はどうですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 このたびの説明会に当たりましては、8月9日の段階で上筒井通1丁目の世帯、192世帯にアスベスト情報を記載した工事説明会の案内を直接ポスティングさせていただいております。その上で、当日お越しになられた方が先ほど申し上げた人数であったわけでございますけれども、一定そのチラシ、もちろん工事車両の進入であるとか、それから騒音対策・振動対策、そういうしたものも併せて、アスベストの発見箇所であるとか、撤去の方法であるとか、そういうものを記載したビラを御覧になられて、それで一定御理解をいただいた上で、当日参加する必要がないと判断されたのではないかなと思料しておるところでございます。必ずしも当日の参加人数の多い少ないで判断するものではないかというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） すごく推測が入ってるなという、今、答弁だったと思うんですね。やっぱりあの時間には行きにくいという方はたくさんいらっしゃるし、少なくとも複数の、この時間とこの時間とか、丁寧にやっていく——必要だと思うんですが、何でそういう配慮はしなかつたんですか。1回だけ、この時間だけというのはちょっと、人によるとしか言いようがないと思うんですが、その点はいかがですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 通常の解体工事の中で、例えば平日の晩にやるとか、それから昼間にやるパターン、それから休日にやるパターン、様々いろいろ検討した結果、土曜日の晩7時というのが適切ではないかというふうに判断をいたしまして、その時間で設定させていただきました。

○委員（味口としゆき） だから、適切と思ったんだけども、結果は、住民は誰も来なかつたという結果を踏まえて、やっぱり説明会を再度やる必要が僕はあると思うんです。

それから、学校への説明の問題は、学校側にはどういう方に説明されたなんですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 学校に対しましては、周辺の葺合高校、上筒井小学校、筒井台中学校、それから北側に位置しております神戸海星女子学院、それから松蔭中・高、そういうところの校長先生とか教頭先生等に御説明をさせていただきました。

○委員（味口としゆき） ということで、管理職に説明しているだけだと思うんです。それで、実際に心配されるのは保護者の方とか、子供たち、児童・生徒になると思うんですね。だから、やっぱりそういう方にも、地域住民と同じように考えて、きちんと資料も渡すべきだし、説明会等で説明する。こういう問題について、アスベストの問題で、子供たちの心配が一番大きいと思うんですね。学校の管理職だけに説明するというのはちょっと違うんじゃないかなと僕は思うんですが、いかがでしょう。

○原田建設局王子公園再整備本部長 学校のほうにきちんと御説明させていただいた上で、その後の対応につきましては、学校のほうの判断にお任せをしておるところでございます。その中で、海星女子学院様に関しましては、特にやはり通学路の経路で、工事車両の出入り等について御懸念が特に強かったということもございますので、海星学院様のほうからは保護者のほうに周知をされたというふうには伺っております。

○委員（味口としゆき） そこはもうちょっと丁寧に僕はやる必要があるかなと思ってます。いずれにしても、住民への説明は再度きちんとやる必要がある。これ丁寧にやるというふうにずっと答弁してきたんですから、住民から丁寧さを求められたときには、こうでした、ああでしたじやなくて、じゃあやりましょうかという立場に僕は立ってほしいなと思っています。

それから、中身の問題で言われているのは、アスベストの資料で、接続するプールの配管で、接続する際に用いられるパッキンとか配管の被覆材というんですか、ここにアスベストが用いられるケースが多くあるらしいんですが、説明会での資料には記載がなかったと。アスベストについての調査とか公開が僕は不十分ではないかなと思いましたが、その点はいかがでしょうか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 まず、神戸市のほうで予備調査というものを行いまして、それにつきましては、専門機関のほうに調査を依頼し、その中で、過去の設計図書、そういったものでの書類の調査、それから現地に行っての目視調査、そういうものでアスベストが含有されている可能性のあるものにつきましてはさらに分析調査を行った結果、判明した建材が全部で14部位あったということで、それについて御説明をさせていただき、それへの適切な撤去方法につきましても御説明を併せてさせていただきました。

同時に、その際に、プールの例えは営業に支障が出るという関係から調査ができなかつた部分につきましては、解体工事業者のほうで、予備調査に対する事前調査というのが法的には言葉として位置づけられておりますけども、事前調査として、きちんと再度、神戸市が行った調査に加えて、神戸市のほうで調査できなかつた部分について再度調査を行い、それについてまた公表するということで、当日の説明会でも御説明したところでございます。

その中で、御指摘いただいたプールの配管につきましても、事前の調査ではできておりませんでしたけれども、解体業者の調査において調査結果といったものをまたお示しするということです。

以上です。

○委員（味口としゆき） ちょっと2点あると思うんですね、その件について言えば。プールが営業中だったから、プールの配管については調査できなかつたということで、何でちゃんと——プールは、残すかどうかはともかくとして、営業はもう9月1日で決まつたわけで、それを待つて調査をして、住民に説明するというのが一番丁寧でしょう。それを、プール止めたらあかんと。プール止めたらあかんのは事実ですわ。でも、それでもって住民に説明したことには、これはもう今の答弁は成り立つてないと僕思うんですが、その点はどうですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 説明の中で、プールの営業の関係で調査ができなかった、それについては、部位としてそれほど数が多くないといいますか、広範囲にいわゆるアスベストが大きく飛散し、懸念されるような事態といいますか、そういったものが大きく増大する懸念というものはあまりないというふうに考えておりまして、ですので、事前に説明した内容に付け加える形で公表するということで事足りるのではないかなどというふうに考えました。

○委員（味口としゆき） ちょっとおかしいと思うんですね。懸念されるものがあり多くなさそりだって、勝手に決めたらあかんと思うんですよ。きっちと調査したことを示さないと、住民の方は安心できないわけですから、それは推測で——推測で全部成り立つんだったら調査要らないんだもん。ちょっとまずいと僕は思うわね。

それから、じゃあ予備調査ではできなかったから事前調査するんだと。じゃあ事前調査された内容についてはきっちと住民説明会は再度開くんですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 予備調査の結果につきましては、法に基づき、現場にきっちとアスベストの出た場所、種類であるとか対策につきまして掲示をするとともに、調査報告書につきましては、現地で備え置くということになっておりますので、そういったところで情報開示をきっちりしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） ちょっと僕が思うのは、本来ならば予備調査でやるべき場所だったと思うんです。プールの配管も。それができてなかつたいうことは認めたわけでしょう。じゃあ事前調査をきっちとされて、住民説明会をきっちと開くというのは当たり前じゃないですか。それぐらいは約束してくださいよ。

○原田建設局王子公園再整備本部長 現時点での説明会で御説明した内容——3つの建物に14部位存在している、それ以外にも、今後調査の上、判明した際は、適宜また情報公開するという御説明をきっちとしているというふうに認識しておりますので、現時点では改めての説明会というのを考えおりません。

○委員（味口としゆき） これだけ新聞にも書かれ、地域でも問題になっていることですから、今からいろいろな工事続くに当たって、僕これではとても安心できない。1か所引っかかるれば、きっちと住民説明会をやるということを、当局とやっぱりディスカッションやらないと駄目だと思うんですよ。それは局長、どうですか。

○小松建設局長 8月24日に工事説明会をするに当たって、先ほど申し上げましたけど、上筒井通の192世帯には、この事前調査のアスベストの情報も明記してお配りをさせていただいてます。ですから、そういう意味では、上筒井の192世帯の方はそういうことを御存じだと思います。

もともとそういう形で、まず工事説明会をやって、プール営業で調査できないところは解体工事業者の現地調査と分析調査をやるという予定で進めてましたので、これについても、先ほど原田が申し上げましたとおり、この情報につきましてもきっちり現地にも掲示しますし、現地に調査そのものの調査結果もずっと置いておく予定にしています。

こういった内容もホームページにもお知らせしますし、先ほど私も申し上げましたが、必要に応じて住民にお知らせする内容が出てくれれば、それはまたきっちり書面でお知らせをしていくたいと考えてますので、私どもが考えておる住民への周知ということでは、段階を追って適切にやっていると考えてございます。

○委員（味口としゆき） だから、その情報を開示するわけでしょう。そのときに、住民の方が説明を求められたり、疑問に思ったことがあれば、それはどうされるんですか。

○小松建設局長 それにつきましては、先ほども私、読み上げでお話しさせていただきましたけれども、説明が必要と思っておられる住民の方々がおられれば、それはそれで個別に、丁寧に説明をさせていただきます。

○委員（味口としゆき） 本当に丁寧な説明、この点でも求めておきます。終わります。

○委員長（伊藤めぐみ） 委員の皆様にちょっとお諮りさせていただきたいんですが、審査開始から2時間経過しておりますので、審議を継続していきたいと思いますが、今後、報告1件と所管事項、あと意見決定となりますが、継続でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、村野委員、どうぞ。

○委員（村野誠一） この陳情の件ですけれど、話を聞いてて、当然、説明というものは必要なんだけど、要は一番大事なのは、局長も読み上げの中でもちょっとおっしゃってた、私聞き漏らしてるとかも分からぬから確認をしたいんだけれども、アスベストをじやあ仮に含有してた場合に、解体を中止するんですかということなんだけれども、まずそこを確認しておきたいと思います。別に中止しないですよね。

○小松建設局長 法令に基づいて、それぞれの建材の種類によっての対処方法を法律または施行規則等で定めておりますので、それに基づいて解体工事業者に施工させますので、工事を中止するとか、そういうことは全くございません。

○委員（村野誠一） このアスベストについてはさんざん阪神・淡路大震災で今も社会的な問題にもなっているし、国も認めてるし、実際、私自身も高校中退した後にとび職やってて、その前に人夫をやってましたけど、倉庫の解体等に携わって、石綿暴露してますから、発症までは20年から50年かかるということで、私もそろそろいつ発症してもおかしくないと思いながら生きているわけですけれども、要は市営住宅等でもさんざんこの神戸市でアスベストの調査がどうなんだと。確実な調査はあるのかないのか。だから、今の時点で確実なものはないから、含有しているということにして、とにかく全て含有しているものを解体するという形の手法で解体をするというようなやり方を建築住宅局がやったりもしますよね。

要は、アスベストを含有しても最終的に解体をするのであれば、どれだけ安全に解体をするかが一番問題なんですよ。不発弾が見つかったときなんかというのは、皆さんに、近づかないでくださいと。何時から何時近づかないでくださいとか、いつからいつは近づかないでくださいと。そうすると、聞いてなかつた人は近づいてしまって、危険な状態になるとかね。

要は、知らなかつた人が出たときに、その現場に行ったときに暴露すると。また、風に乗って暴露すると。こんなことがあったんでは、それはもう1人残らずきっちと説明をし、そこには絶対に近づかないようにしなければならないわけなんだけれども、要は解体時において、そこに近づいていただいても、若かろうが、年いってようが、通行しても支障がない、健康に被害がない、暴露しないという状況の——しないという解体作業をするのであれば、結果的に知らなくても、健康被害及ばないわけですから、そこが私は一番重要なのかなというふうに思っているわけなんですけれども、その辺どのように考えているのか。どういうふうにきっちと、知らない人が仮にその前を通ったときに、解体してて、健康被害、暴露するようなことがあるのかどうなのか、その辺しっかり答弁していただきたいと思います。

○原田建設局王子公園再整備本部長 解体工事に当たりましては、アスベストを除去する際に、法にのっとって、それぞれの部材に応じて、まず例えれば湿潤——ちょっと湿らせて飛散しないよう

な防護措置を取るであるとか、それから、吸引機つき、集じん機能がついたグラインダーで確実に吸い取りながら、外に飛散しないようにする。さらには、その周りもきちんと養生を行いまして、プラスチックのシート等で養生を行い、部屋外、それから建物外に飛散しないように、もちろん工事現場自体も仮囲いで仕切っておりますので、工事現場にも立ち入ることはございませんし、建物に仮に間違えて近づいたとしても、建物外で吸引するといったことはないように、徹底して指導しながら工事を進めてまいります。

以上です。

○委員（村野誠一） とにかくそこなんです。人命とか健康ですから、だから、確かにヒューマンエラーとか、当然、最終的には応札したところの事業者がやるわけですけれども、我々としてはそういうふうに指導してましたけれども、うっかり事業者がやってなかつて、風に乗って飛散しましたとか、こんなことがあっては絶対ならんわけです。先ほど契約を議会の承認を経ずにとかね、うっかりしてました、申し訳ありませんでしたで済まないわけです。命に関わったり、健康に関わるんでね。

だから、やはり最終的には、これアスベストを含有してる可能性があるのであればですよ、全くないということであれば、もうそれは問題ないですけれども、調査をして、または解体するときに、含有の可能性があるということであれば、もうそこを徹底して、いわゆる市民の安全が守られる解体作業を担保、神戸市の責任でやっていただきたいと思いますね。そうすれば、何度も言うけども、そのときに近づかないでくださいということを皆さんに周知されるのか知りませんよ。でも、どんな時間帯に通っていたらいいって、いわゆる飛散をしない解体作業を神戸市が責任を持ってやりますから安心してくださいということで済むのかなというふうに思いますから、改めてそこについて局長からきちつと答弁いただきたいと思います。

○小松建設局長 村野委員御指摘のように、法令なり環境省令、それから厚生労働省令、これで、先ほど原田が申し上げたような施工の対処方法が細かく決まってございますので、これを丁寧に確実にきっちりやって、必ず周辺の市民の方に被害が及ぶことがないように、しっかり我々が責任を持って取り組みたいと思います。

以上です。

○委員（村野誠一） それを聞いて安心しましたけど、当然、私、説明する必要はないと言っているわけではありません。だから、適宜、貼り出しをする、ホームページに載せる、説明するのは皆さんの判断でやっていただいたらいいと思いますけれども、一番重要なのはそこかなというふうに思いますので、答弁理解しましたので、これで終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、建設局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、この際、建設局の所管事項について御質疑はございますか。

○委員（菅野吉記） 街路樹について1点お伺いしたいんですけども、実は今月12日に東京都の日野市のほうで、高さ10メートル程度のイチョウの木の上部が、太い枝が折れて、下の枝を巻き込んで落下したことによって、歩いていた男性がその枝の下敷きになって死亡されるという痛まし

い事故があったと思うんですね。ここ数年、全国で街路樹が倒れる事故が相次いだことを受けて、昨年、国は初めて全国調査を行い、その結果、おととしまでの5年間に国や都道府県などが管理する道路の街路樹のうち、1年間に平均約5,200本の倒木が確認されたと聞いてます。

その原因は強風などによるものや、木の老朽化や根腐れなどが言われておりますが、そこで、今回の事故を受けて国土交通省は13日に全国の自治体に対して安全対策を徹底するよう求める文書を出されたと聞いておりますので、本市としてどのように対応されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○奥野建設局公園部長 今、委員御指摘のありましたとおり、先日、9月12日に東京都の日野市におきまして、樹木の枝が落下し、市民の方がお亡くなりになられたという事案がございました。神戸市におきましても、我々建設局といたしましては、主に公園、それから街路樹という場所での樹木を所管しております。

まず、公園でございますが、市内1,700の公園がございます。たくさんの樹木も管理しております。その樹木、主に高木につきましては、日常的に職員のパトロールを行っております。また、公園の施設点検、これは全公園網羅的に定期的に行っております。こういった中で、例えば木が枯れておるとか、倒木、倒れかけている木、傾いた木、そういった木につきましては目視にて点検しております。危険と判断されるものにつきましては、順次伐採を——建設事務所、あるいは公園緑化協会といろいろ管理している、役割分担しておりますので、伐採を行ってきております。

それから、今年の5月より公園の樹木の全数点検、これ山間部・山林部の部分は除きますが、いわゆる市民の方々が立ち入るような園地におきまして、そういったところの樹木につきましても全数点検を今まさに実施しているところでございます。それで、倒木の危険性が高いと判定されたものにつきましては、順次伐採を現に行っておりますし、この後、調査結果がまとまり次第、また優先順位をつけて、そういった作業も進めていきたいというふうに考えております。

それから、街路樹でございますが、公園と街路樹似ておるんですが、やっぱり街路樹につきましては、道路、目につくところでございます。道路のパトロールとか、これも職員の日常的なパトロールで異常がないかというのを常時点検しております。先ほど委員からも御指摘ありましたように、老木であったり、それから大木化している木、枯れておる木、そういった木につきまして、そういう危険性の高い樹木につきましては、順次伐採、それから植え替え、そういったことを行いまして、安全対策を実施しております。

それから、我々街路樹につきましては、管理作業をそれぞれ専門業者さんに委託・発注しております。そういった作業の中で異常が発見された場合につきましては、草刈りとか剪定の作業、そういった作業の中で異常が発見された場合には、その業者さんから神戸市のほうに報告することを仕様書で義務づけております。そういったことで異常が認められた場合には、神戸市のほうで順次伐採等の処置を進めている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。国土交通省のほうは国のガイドラインに沿った安全対策を行うように求めておりまして、具体には、老朽化や、今おっしゃったように、腐食が進む樹木は倒れた枝が落ちたり、危険があるとして、実際、定期的に状態を確認することが必要だというガイドラインに即してやっていくようにという話があるということを聞いておりますし、やっぱりそういう業者さんとの連携というのも非常に大事だと思いますけども、そういった市民の皆さん、やはり気になる方はいろんな情報が入ってくると思いますので、その辺を本当にしっか

りと捉えて、できるだけ対応、何かあるときは本当にすぐさま対応していただけるようなこともできるだけお願ひしたいと思います。

実際、今年の6月には広島のほうの大通りでも何か倒木があって、それは人が通つてなかつたからたまたまよかつたというような話もお聞きしておりますから、やっぱりそういった危険性というのはどこの都市でもあるのかなと。特に言われてるのが、今回のようにイチョウの木、この7月から9月にかけて実が大きく育つて、ギンナンの重みで枝がたわむことによって非常に危ないということが、相当すごい力が枝にかかるというようなことも聞いておりますので、そういうことも含めてしっかりと確認もしていっていただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員（村野誠一） 今、市内にいろんな、当然、公園があるわけですね。先日も市長が外遊びということで教育長と一緒に子供たちの意見を聞いて、私も以前、予算か決算のときにボール遊びができる公園をもっと増やすべきではないのかということを、小松局長やったか、前の局長やったか、質疑もさせていただきまして、鋭意進めさせていただいていることというふうに信じておりますけれども、今日お聞きしたいのは、交通公園というものがどうも神戸市内には1つもないというふうに聞いてます。

この交通公園というのはいわゆる、これなぜ私がこういうことを聞こうとしているのかというと、子育て世代の方々から、子供が安心して自転車の練習をする場所がないという声を聞いてまして、須磨区にも行財政局が持っている未利用地の一部に、かなりの広い未利用地があつて、遊ばせてるんだったら、ここを例えればそういう子供たちが安心して自転車の練習なんかができるような公園みたいな位置づけで開放してもらえないのかというところから私は勉強していって、この交通公園というのが、国土交通省が認めた、国庫補助もきっちつけてもらえるというものがあるということを知りました。

今、政令指定都市では、後でお答えいただきたいけれども、事前にちょっとお聞きすると、20政令市中10政令市で交通公園があつて、残りの10はないというようなことです。それと、神戸市も以前は1か所か2か所かあつたらしいけれども、何かの理由で廃止をしたということですけど、今、神戸市も、例えば所管としては県かも分からぬけど、自転車についても、例えば事故が多い。それから、ヘルメットの着用を努力義務化したとか、それから自転車の飲酒運転とかスマホとか危険運転を厳格に道交法に位置づけて取締りを強化しているとか、今まさに自転車の乗り方ということについてかなり、今、社会全体で重要視してると。ヘルメットの着用率でも兵庫県はワーストスリーとか何とかいうて、ちょっとこれ間違つたら訂正していただきたいけれども、県も力を入れてて、補助制度なんかを設けてますけれど。安心して子供が外で自転車とか、ペダルがない、ストライダーというのか、ちょっと呼び名は分かりませんけど、ああいうものとか、そういう乗物、一輪車も含めてですけど、練習できるような場。県警としても、例えば須磨でも市内の自転車屋さんと協力をして、定期的に、これは危機管理が所管かも分かりませんけれども、交通安全の、子供を対象にした自転車の、そういう教室を県警も一緒にやってます。

この交通公園というのは、いろいろと書いてあるわけだけれども、疑似的な横断歩道とか、疑似的な信号みたいなものもそこにあって、通常はそうやって常に自由に公園として遊べる、練習もできるし、定期的に県警なんかとも連携しながら、こういう交通安全の指導、教室なんかも開けると。まさに私は今必要なのではないかなというふうに思うんだけど、なぜ神戸市にはこの交

通公園というものがいるのか。以前はあったのになくなしたのか。この辺どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○奥野建設局公園部長 今、委員から御指摘の交通公園でございますが、神戸市におきましても、過去、我々の記録上、2か所ございました。1か所は兵庫区の御崎公園、これにつきましては平成11年に閉鎖をしております。これにつきましては今のノエビアスタジアム球技場の建設に伴って、あと、施設が老朽化したという事情もありまして、閉鎖したということでございます。

もう1か所につきましては、東灘区の本山南町にございます、今、小寄公園と呼んでおりますが、当時、本山交通公園という公園がございました。これは昭和30年代、40年代頃から車の教習所として活用されていた公園でございますが、その後、明石に移転しまして、その後、残ったいろんな設備を活用して、交通公園として、これが平成17年までそういう形態で運営しておりました。

基盤は建設局でございますが、運営管理に関しましては、今、委員から御指摘があったように、交通安全の普及啓発を担当する、今は危機管理室、当時は市民参画推進局でございますが、そちらのほうで、外部委員の外部事務事業の評価も踏まえまして、交通公園としての機能の意義が低下したということで、その運営を廃止したということで聞いております。施設の老朽化もあった、そういう事情もございます。

その後、神戸市におきましては、交通公園は他都市ではある事例はございますが、ゼロということでございます。その後に関しましては、特に委員からの御指摘、自転車に関する環境を取り巻く事情が変わっているとか、そういう事情はもちろん重々承知しております状況でございますが、新たな設置の動きがなかったという状況でございます。

以上でございます。

○委員（村野誠一） まず初めに、当時の事務事業の見直しかな。だから、その当時、判断が間違ったとは私言いませんから、当然、行革で事務事業の見直しというのはやってましたから、もし資料があるのであれば、当時の事務事業の見直しにどういう記載があって、どういう判断をしたのかという、その資料を頂けたらと思いますので、後ほど結構ですから、頂きたいと思います。あればね。

それと、政令市では、先ほど申し上げたように、20政令市中、半分があって、半分がないと。ただ、数については、政令市で1か所なのか、2か所なのか、3か所なのか。その辺は詳細まで分かりませんけれども、近隣市では尼崎であるとか、西宮もあるのかな、この交通公園というものがある。

交通公園といつても、それはスペックはいろいろあるんだろうと思いますけれども、先ほど奥野さんが御答弁いただいたけれども、やっぱり今、自転車の安全、子供の安全教育、スマホ——ながらもそうかも分からぬですけれども、そういうものを県警と一緒にになって、危機管理とも一緒にになって、改めてそういう常設型の公園、そういうものを造る必要性というのは私はあるのではないかなと思います。神戸市の周辺の近隣市でもある。

神戸で言うと、神戸は政令指定都市ですから、1つの区自体に、1つの市と同じぐらいの広さ、人口を有している行政区があるわけですから、理想的には1つの区自体に交通公園という位置づけて、子供たちが安心して一から自転車の乗り方を学んでいく、交通ルールを学んでいく、そういうような場があるのが子育ての支援にもつながりますし、安全の——今、県警もそうですけれども、そういうものに資するのではないかというふうに思いますので、今日はもうこの程度に

しておきますけれども、今後、建設局、または未利用地の活用等で、私としてはやっぱり必要性を提案していきたいし、求めていきたいというふうに思いますけれども、ぜひ皆さん方も改めて他都市の状況とか、そういう昨今の社会情勢なんかも考えていただいて、また、県警とも意見交換もしていただいて、県警からすると、当然、そういうものがあったら、名谷駅で定期的に教室やってますけど、そのときは、パイロンを置いたり、コースを作ったり、疑似的な横断歩道や信号を、段ボールで作ってるのかどうか分かりませんけど、そういうことをそのときやって、いろいろとやってるわけですけれども、ぜひ今後ちょっと研究をして、前向きに検討いただきたいなというふうに思います。今日はこの程度にとどめたいと思いますので、しっかり取り組んでいただくように要望だけさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 他に御質疑がなければ、建設局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもありがとうございました。

なお、委員各位におかれましては、建設局が退室するまで、この場においてしばらくお待ち願います。

（午後0時27分休憩）

（午後0時29分再開）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、これより意見決定を行います。

最初に、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することといたしました。

次に、予算第22号議案令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第23号議案令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第61号議案指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第62号議案市道路線認定及び廃止の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することにいたしました。

次に、第66号議案令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第67号議案須磨多聞線（西須磨）橋梁上部工製作及び架設工事請負契約締結の件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第98号王子プール解体工事について、事業主体としての説明責任を果たすことを求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山口由美） 自由民主党は不採択を主張いたします。

住民説明会、アスベスト事前調査、いずれも適切に対応されており、今後の対応についても、建設局の説明を了とするからであります。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本維新の会さん。

○委員（岩谷しげなり） 不採択とします。

王子プールを含む王子公園再整備基本計画については、市民からの意見聴取、議会における議論等を経て策定されました。また、王子プール解体工事に伴う住民説明会についても適切に実施されており、当局に対しては引き続き法令にのっとった安全第一での工事を施工することを求めます。以上の理由から、不採択といたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、公明党さん。

○委員（門田まゆみ） 不採択を主張いたします。

まず、住民説明会の実施については、解体工事に伴う影響が想定される地域住民に対して、工事説明会の案内及び工事の概要を各戸に配布し、周知され、また、近隣の学校に対しても個別に説明を行うなど、必要な周知や説明を行っていること。また、アスベスト調査につきましては、工事発注前に検査機関に依頼し、プール設計図書の書面調査や現地調査及び建材のアスベスト含有分析調査を行うなど、法に基づき実施されており、さらに、それらの調査結果を現地に掲示し、閲覧もできるようにすることなど周知に努め、近隣住民の方に不安がないよう、個別説明も丁寧に行うことのことから、陳情第98号については不採択とさせていただきます。

ただし、解体工事に伴い、工事全体の安全はもとより、アスベストの飛散がなきよう、安全対策の徹底に努めるよう申し添えておきます。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は採択を主張します。

今日の質疑でも明らかになりましたように、アスベスト調査ができていなかった箇所があつて、説明会をされてるわけで、それに対して再度の住民説明会を実施することを陳情は求めてますので、趣旨が理解できるということで、採択を求める。

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は不採択です。

工事説明会開催のお知らせを各戸に配布し、周知を行っておりますし、また、その上で、工事説明会を開催し、工事による騒音等の影響への対策などと併せて、アスベストの状況や除去方法についても説明を行ったということでございます。また、本日、神戸市が責任を持って施工するとの局長答弁もありましたので、不採択を主張いたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 不採択です。

先ほどの局長の答弁の中で、アスベストが含有していたとしても、きちんと責任を持って、市民が暴露することのないように、法令を遵守した、法令に基づいた解体工事をするという答弁がありました。それから、適宜、貼り出し等も含めて、この情報説明、そういうものをしていくということの御答弁がありましたので、繰り返しになりますけれども、不採択を主張します。

○委員長（伊藤めぐみ） つじ委員。

○委員（つじやすひろ） 当局の説明を了として、不採択といたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手少數であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（伊藤めぐみ） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後0時35分閉会）